

令和2年度 第3回高知県犯罪被害者等支援推進会議 議事要旨

開催日時：令和2年9月11日(金)14:00～16:00

場 所：人権啓発センター 6Fホール

出席：八田委員、岡上委員、中島委員、田村委員、木下委員、古谷委員、広瀬委員
津野委員、吉野委員、笹岡委員

欠 席：濱川委員

議 題：次第参照

1 開会

(会長)

「高知県犯罪被害者等支援推進会議運営要領」第3条第2項の規定に基づき、第3回高知県犯罪被害者等支援推進会議（以下「推進会議」という。）の議事録署名人として、中島委員及び古谷委員を指名。

2 議題

(会長)

本日は、これまで協議したことを踏まえ、「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針、中間取りまとめ(案)」(以下「中間取りまとめ案」という。)について委員から意見をいただくことが、メインの議題となっている。議題に入る前に、事務局より前回の推進会議で出た委員からの意見に対しての県の考え方を説明していただきたい。

(事務局)

資料1「第2回高知県犯罪被害者等支援推進会議でいただいた主なご意見に対する県の考え方」(以下「主な意見に対する県の考え方」という。)について、前回会議後に書面でいただいた意見を中心に説明。

(委員)

「主な意見に対する県の考え方」12番、13番で、経済的支援制度の対象範囲として、生命又は身体への被害を受けた全ての方を対象とする制度は作れないが、被害程度に応じた施策を作ること考えているという理解で良いか。

次に、「主な意見に対する県の考え方」21番で、初回提訴費用については、「法テラスの民事法律扶助(弁護士費用立替制度)を活用していただくべき」とあるが、毎回の説明になるが、法テラスの制度はあくまでも立替制度であり、弁護士費用は被害者負担となる。そうであっても、県としては、この制度は被害者のための経済的支援策という考え方なのか。

次に、「主な意見に対する県の考え方」3番で、「今後も被害者の声を支援策に反映していくこと

は重要と考えており、声の聴き方やターゲットの絞り込み等も含めて検討していく」とあるが、具体的にどのように被害者の声を聴き取り、反映していくのか教えていただきたい。

次に、「主な意見に対する県の考え方」8ページの「経済的支援策についての考え方(案)」の(1)転居費用の補助で、「補助対象経費に敷金・礼金は含まず、引っ越しを行った事業者に支払った金額」とあるが、荷物が少ない人であれば、引越代金は2、3万円位である。引っ越しには敷金・礼金だけでなく現状回復などの費用も必要になるが、県が考えている補助対象は引っ越しを行った事業者に支払う金額のみを対象として検討しているのか。

次に、8ページの(2)再提訴費用について、裁判所に支払う印紙代や郵便切手代のみを補助対象とする考えなのか。再提訴には、その手続きのために弁護士費用が必要となるが、その費用は含まれないという理解でよいか。

最後に、8ページの(3)市町村と連携した経済的支援制度について、対象の①から③は国の犯罪被害給付制度の対象と同じであり、④のみが犯罪被害者給付制度の対象外である。県では犯罪被害給付制度の対象者をカバーし、それ以外では④のみを対象に加えるという考えなのか。

(会長)

6点の質問について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

1点目(経済的支援制度の対象範囲)について、12番の記載のとおり、全ての犯罪被害を対象とする制度を導入することは困難であると考えている。13番では、これまでの議論の中で、重要犯罪被害者や犯罪被害給付制度受給対象者など全体のイメージをお示しするために、犯罪の種別で範囲を説明してきたが、実際の経済的支援施策の制度設計にあたっては、罪種ではなく被害程度に基づいて対象範囲を決めていきたいと考えている。そのことをお示しするために、記載した。

2点目(法テラスの民事扶助制度に対する県の考え方)について、法テラスの貸付制度は立替制度ではあるが、生活資金の貸付制度などと同じで、必要なときに必要な資金を確保できるという意味では経済的支援策の一つと考えている。

3点目(犯罪被害者の声をどう聴き取り、反映していくのか)について、今回の検討にあたって大変悩んだところであり、今後も声の聴き方やターゲットの絞り込み等を含め、検討を深めていきたいと考えている。

4点目(転居費用の補助に敷金・礼金を含むのか)について、補助対象経費は、引っ越しを行った事業者に支払った金額を対象とする制度を考えている。先行県である東京都の制度を参考に制度設計を検討しており、東京都においても補助対象経費は引っ越しを行った事業者に支払った金額のみを対象としている。制度設計はこれからになるが、敷金・礼金を補助対象経費にすることは難しいと考えている。

5点目(再提訴費用の補助に弁護士費用を含むのか)について、補助対象経費は再提訴に係る事務手数料を対象とする制度を考えている。弁護士費用を含めるかについては、今後検討を進めるが、転居費用の補助と同じく先行県の制度を参考に制度設計を検討しており、先行県である大阪府、福

岡山においても補助対象経費は裁判所に支払う事務手数料のみを対象としており、弁護士費用は含まれていない。

6点目（経済的支援制度の対象範囲）について、これからの制度設計になるが、基本的に犯罪被害の打撃の大きい方を対象とし、それに加え、精神的な打撃が大きいにもかかわらず、支援策が十分とはいえない性犯罪被害者の方を対象にしたいと考えている。

（委員）

「主な意見に対する県の考え方」16番で、転居費用の補助の対象について、ストーカー被害を受けた者の支給対象者は「被害の程度等によって判断する」とあるが、その判断基準はどのようなものか。

次に、「主な意見に対する県の考え方」17番の経済的支援制度の導入促進や24番の県民の理解の増進などの県の考え方の中で、「民間支援団体と連携しながら市町村に導入を働きかけていきたい」や「労働局やこうち被害者支援センター（以下「センター」という。）と協議・連携し、支援を検討していく」とあるが、具体的な内容はこれから詰めることになることは重々承知しているが、センターの体制強化など、準備が必要であるので、現時点で分かる範囲の役割を教えてほしい。

次に、「主な意見に対する県の考え方」5番の委員からの意見で、「刑事裁判や判決の報道において、加害者が被害者に支払った損害賠償について、詳細な金額まで記事に載せる例が散見される」とあるが、これはセンターが取り扱った事案である。県の考え方では「報道機関へ配慮を促す」とあるが、被害者は報道のされ方によっては、二重の被害、苦しみを受けており、報道機関へ対してお願いをするだけでなく、具体的な対応についても検討してほしい。

（事務局）

1点目（ストーカー被害を受けた者を対象とする場合の基準）について、被害の程度等で判断するとしたのは、個々の事例によって判断する必要があると考えているため。現段階で具体的にお示しできる基準はない。

2点目（センターの役割）について、17番は他県での事例になるが、支援制度の導入を市町村にお願いする際に、被害者支援センターが主導的に働きかけたことにより、導入推進の効果があつたと聞いている。今後、本県で市町村に制度導入をお願いする際にも、犯罪被害者等の実状を熟知しているセンターに協力をお願いしたいと考えている。24番の県民の理解の増進についても、日ごろの付き添い支援の中でできることがあると考えており、センターと協議し、一緒に支援の仕方を検討していきたいと考えている。

3点目（報道機関との関係）について、前回の会議でも意見をいただいていたので、中間とりまとめ案の中に盛り込ませていただいた。具体的な対応策については、今後検討していきたいと考えている。

（委員）

「主な意見に対する県の考え方」17番で、「生活福祉に関する経済的支援策は基礎自治体の役目であり、その導入のために間接補助をしていく」とあり、前回、市町村に対して条例や経済的支援

制度について説明するようお願いをしたところ、実際に説明会等を開催していただきありがたいと思う。しかしながら、説明会において、強制はできないので仕方ないところはあるが、経済的支援制度などについて余り踏み込んだ説明がなかったと聞いており、市町村での制度化の足並みが揃わないことも容易に想像できる。犯罪被害者等が県内のどこの市町村に住んでいても同じサービスを受けられないと、制度導入の効果が薄れてしまう。足並みを揃えるために導入期に補助率を10/10にするなどの措置を講ずれば、導入を推進することができると思うので検討していただきたい。経済的支援を基礎自治体の役割であるという説明だけでは、なかなか導入が進んでいかないと思う。

(事務局)

間接補助の割合等の協議はこれからであるが、条例に定める県と市町村の役割分担を踏まえると、一定の負担は市町村にも担っていただきたいと考えている。市町村が実施する犯罪被害者等への経済的支援に対して補助を行っていない都道府県も多数あるが、本県においては、一定の役割を果たしていくことを前提として制度設計を検討している。

(委員)

これまで推進会議の中で見舞金等の導入に向けて制度設計を検討してきたが、県主体での見舞金や貸付金の制度設計は難しく、市町村と連携し、経済的支援制度を導入していくという考えを示されたが、来年4月からの制度導入に向け市町村との調整が間に合うとは考えられない。犯罪被害者等が被害から回復していく過程では色々な経費が掛かり、支援するために条例は制定されたと考えているので、見舞金に代わる県主体の支援策を検討していただきたい。

(事務局)

検討を重ねてきた中で、本県で実現可能な制度として考えているのが「市町村と連携した経済的支援制度」であり、この制度の導入に向けて市町村と協議、調整をしていきたいと考えている。

(会長)

本題に入りたいが、ほかに質問があるか。

(委員)

生活福祉に関する経済的支援策の実施主体は市町村であるという県の考え方に基つけば、二次被害の防止については県が主体で動くこととしているので、それに係る費用に限定し、県が実施主体として経済的支援策の制度化を検討できないか。

また、先ほどの事務局の説明で「救済できなかった事案から学び、検討していく」とあったが、「被害者の声」のとりまとめは、県警、弁護士会、センターでかなり努力をし、意見を収集した。見舞金について、必要性の根拠を示せたと思うが、県の考え方では制度化は難しいということである。そうであるならば、どのように調査を展開していけば、「被害者の声」が救済制度として結びつくのか教えてほしい。

最後に、「被害者の実態を知っているセンターと連携し、市町村へ制度化を働きかけていく」と説明があったが、今回被害者の声をできる限り明らかにしたが、必要だと思われる施策のうち僅か一部しか制度化が検討されていないことを考えると市町村への働きかけにおいても苦戦すると考

えられる。県の誘導施策として、市町村での導入の見込みについて、具体的な考えがあるのなら説明してほしい。

(事務局)

1点目(二次被害防止に目的を限定した経済的支援策の県主体での制度化)について、現時点では考えていなかった。市町村において二次被害の防止のための支援を行うという気運が醸成されれば、助成の検討を行いたいと考えている。

2点目(「被害者の声」のとりまとめ)について、ご意見をいただき、具体的な事例を明らかにできたことで、支援制度の具体的な検討につながったと考えている。県としては、犯罪被害者等の実状を踏まえながら、限られた財源の中で優先順位を付けて検討していきたいと考えている。

3点目(市町村への働きかけ)について、経済的支援制度がどのようなものになるのか説明ができない段階では行えないので、今後市町村への働きかけをしていく。

(会長)

本題に入ります。中間とりまとめ案について、事務局から説明していただきたい。

(事務局)

資料2「中間取りまとめ(案)」について、項目毎に順を追って説明。「指針の性格等」から始まり、「相談窓口の設置」、「情報の提供等」、「経済的負担の軽減」、「安全の確保」、「居住の安定」、「雇用の安定等」、「犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために」を中心に説明。

(委員)

資料2「中間取りまとめ(案)」2ページの「指針の変更」の項目で、第4次犯罪被害者等基本計画が来年度発表されるが、改めて推進会議の中で計画の内容を踏まえる指針に変更することを検討するのか。

(事務局)

そのとおり。「施策の進捗状況を踏まえて見直し」と定めており、必要に応じて見直しをするという考え。

(委員)

相談窓口の職員向けに作成するハンドブックの更新について、平成28年度に作成されたハンドブックが未だに配布されている。関係市町村の総合的対応窓口に必要な支援施策を伝えることに加え、被害に遭われた方の意向を関係機関へ迅速に繋げるため、有効的にハンドブックを活用できるよう、引き続き更新等を要請する。

(事務局)

ハンドブックについては、各関係機関に意見をいただき、指針の内容を踏まえた改定を予定している。また、早い段階で関係機関・市町村に周知する。

(会長)

相談窓口の設置の項目において、各相談窓口の列挙ではなく、各相談窓口でどのような相談対応を取るかといった形に統一すべきではないか。

また、前回推進会議の意見で初期対応が重要であるという意見が出たが、初期対応に焦点を当てた項目を追加してはどうか。

(事務局)

各相談窓口の説明について、ご指摘のとおり整理させていただく。

また、初期対応の項目追加に関しても、初期対応への意見を多数いただいていることから、今後指針に反映すべく、関係機関等と協議をさせていただきたい。

(委員)

被害者の初期対応は、多くの場合、警察が対応されると思われるが、今後作成を予定している「被害者の手引き」について、警察に関する項目だけでなく、今後指針に盛り込まれる三者の連携が網羅されたものにしてはどうか。

三者が常に手引きを共有し、各窓口から被害者へ渡される手引きを一元化するとともに、早期に弁護士を紹介できる仕組みづくりが重要であるとする。

(事務局)

被害者に提供する情報の一元化は重要だと考えており、今後盛り込む内容等について検討していきたい。

(委員)

経済的負担の軽減の中で「負担」と「補助」の言葉の使い分けがされているが、具体的に違いを教えてください。

(事務局)

公費負担とは、本人の費用の持ち出しがなく、全て支払いを公費で賄うもの。補助とは、本人の費用の持ち出しに対して、定額又は定率で支援するもの。

(委員)

市町村と連携した経済的負担の軽減に関連して、今後のスケジュールを伺いたい。

恐らく、指針を2月議会に報告し、来年度から指針が開始されると思うが、県の制度設計に加え、市町村においても予算計上及び制度設計が必要であり、時間的な猶予がないと感じている。

(事務局)

市町村への補助に関しては、各市町村の予算の成立を前提に制度設計を進めているところであり、各市町村の予算編成の時期には、県の制度設計について、情報提供を考えている。

また、各市町村への個別訪問に加え、10月末に各副市町村長あるいは財政担当者向けに県補助金の概要を説明する場もあることから、あらゆる機会を活用し、各市町村の協力を得たいと考えている。

(委員)

弁護士相談費用の補助は、指針開始後、どのような運用がされるのか。

(事務局)

現在、弁護士相談費用の補助は予算として計上している。今後、活用方法等については、既存制

度の運用等、調整が必要となるため、法テラスと協議する。

(委員)

転居費用の補助について、被害に遭われた方は、初期費用が払えないため、転居ができないと考えられる。県が検討している転居費用の補助は、引っ越し代のみを補助対象としており、被害者支援としては不十分である。

再提訴費用について、被害者は費用負担があることから、再提訴はおろか、初回提訴ができないでいる。また、被害者の声では再提訴費用の補助の要望はなかったかと思われる。

見舞金について、生活支援の実施主体は、市町村であることは理解をしているが、市町村の主体性に委ねることが、果たして有効な支援制度になるのか甚だ疑問である。被害者の声からも分かる通り、お金に関する要望が多く、被害者の支援における補助の重要性を今一度考えていただきたい。

また、犯給法の対象者が基本軸となっているが、市町村の自主性に委ねれば、対象者を拡大することが可能なのではないか。市町村が対象を拡大した場合、補助率は固定なのか。

(事務局)

1 点目（転居費用）について、実態を調査し、制度設計に盛り込んでいきたいと考えている。

2 点目（見舞金）について、県の定める対象者を拡大して補助する場合は、補助の対象ではなく、市町村独自の補助になると思うが、現在制度設計中のため、詳細な回答は控えさせていただく。被害者の支援は、県だけの力では網羅できないため、被害の大きい方から優先順位を付け、国・県・市町村の役割分担の中で持続的に被害者への支援を実施することを基本的に考えている。

(委員)

初回提訴費用に関連して、モニタリング期間等を設けて、どれだけの被害者の方が費用負担が障壁となり、被害回復のための提訴を断念したのかを把握されてはどうか。法テラス等でも統計的な数字を把握できていないが、今後県、県警、センター、弁護士会等に相談に来られた被害者から実態を把握できないか。

(事務局)

調査方法については、関係機関との協議が必要となるが、被害者の実態を把握することは重要と考えており、モニタリングへの協力を、是非お願いしたい。

(会長)

初回提訴の補助について、損害賠償命令制度でカバーされているのではないか。

(委員)

損害賠償命令制度では、手数料はほとんどかからなくなるが、弁護士費用は約 10 万円位の費用がかかる。法テラスの立替制度を活用できるが、加害者から賠償金が支払われない場合、かかった費用は被害者の負担になってしまう。また、再提訴についても印紙代等に加えて、弁護士費用の負担がある。

(会長)

被害者の負担は一定あるということか。心身に受けた影響からの回復ということで、委員いかがか。

(委員)

被害からの回復はカウンセリングだけでは、難しいところもあり、専門の医療機関を受診することも選択肢に入れる方が良い。

心の教育センターでは、LINE による相談を受けているとのことだが、被害者に遭われた方が若い人の場合、最初にアクセスするツールとして SNS が想定される。電話相談はハードルが高いが、SNS であれば、相談できるという方もいるはずである。指針に盛り込まれる予定の相談窓口でも SNS 等を活用した運用ができないか。

また、県に対策本部等の相談が集約されるシステムを構築し、広報誌等に相談先の QR コード等を掲示するなどし、SNS 等の相談も受けられるようにできないか。

(事務局：教育委員会)

心の教育センターでは、来所による相談に併せて電話相談、メール相談、委員からあった LINE による相談を受け付けている。LINE による相談は、対象を高校生としていて、連絡先を相談カードに明記して、広報啓発をしている。

件数は、年間で約 500 件。また 24 時間電話相談も実施していて、様々なツールを活用し、相談体制をとっている。

(事務局：県警)

県警では、LINE 相談について検討した際に、相談業務の委託先及び LINE 運営会社が内容の閲覧が可能ということから、個人情報の漏洩の観点を踏まえ、導入していない。

(委員)

新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで学校のカウンセラーに相談できていたことが、休校等により相談ができない状況であるため、他県の弁護士会では児童・生徒等向けの LINE 相談を導入している事例がある。

被害者の視点で考えると、電話相談はハードルが高いが、SNS なら相談しやすいという方が少なからずいる。

確かに、情報漏洩のリスクはあるが、一方では SNS を電話及び面接相談への橋渡しとして活用するのであれば、きっかけになるツールとして有効であると考えます。

(委員)

資料 2 「中間とりまとめ (案)」 22 ページの (ウ) 「地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進」について、犯罪被害者等はこのような支援は安心できる反面、近所に対して知られたくないというような場合もあると思うが、どのような対応をしているのか。

(事務局：県警)

被害者の希望を伺い、希望がある場合のみ訪問活動をしている。

(委員)

資料2「中間とりまとめ(案)」12ページ(ウ)「命の教育プロジェクト」について、最近の状況を説明してほしい。特に性に関する指導についてはタブー視する動きがあり、なかなか進んでいないのではないか。

(事務局：教育委員会)

性に対する指導については学習指導要領に定められており、授業の中で行われている。しかし、課外活動の中に取り入れているかは学校間で格差があることも事実。県の保健体育課のみならず、横断的に県全体として「指導の手引き」をつくり、取組を進めていこうとしているところ。

(委員)

二次被害の防止は、(5)安全の確保の項目において整備するべきことではないか。インターネット等での誹謗中傷をどのように防ぐかが重要であり、県民の理解の増進も必要であるが、被害者の視点から被害者の安全確保に位置づけるべき。

雇用の安定に関して、職場は多種多様であり、雇用主及び従業員が犯罪被害の経験がない中で、被害に遭われた従業員の方への対応をどうしたらいいのか分からない状況は多いと感じる。そのため、企業又は職場のBCP(事業継続計画)も含め、コンサルティング等の支援をすることで、雇用の安定に繋がると考える。

(事務局)

1点目(二次被害の防止)は、他県の指針等において、二次被害の防止に関する項目がなく、二次被害を防止するための啓発の意味合いで区分してきたが、被害者の視点からすれば、被害者の安全が適当とも考えるので、検討させていただきたい。

2点目(雇用の安定)は、事業主が当事者となった時、対応が難しいため、コンサルティング等の支援をすべきといった意見をいただき、資料1「主な意見に対する県の考え方」No.26に記載したところ。

コンサルティング等の仕組みづくりを検討するのは難しいが、現在、県、県警及びセンターの三者が中心となり、市町村や労働局等と連携し、支援のコーディネートができる仕組みづくりを検討していくことや、学校や職場等へ理解・協力を得られるよう、今後必要な支援の一環として調整していきたいと考えている。

(委員)

資料1「主な意見に対する県の考え方」No26で「県・県警察・センターが中心」となって支援していくという書き方について、センターでは今後研修等でスキルアップしていく必要があるが、現時点ではノウハウがなく、支援の中心としてセンターを記載することは避けてほしい。

(事務局)

知事部局、県警、センターのお互いが得意分野を活かし、連携しながら支援をしていきたいと考え、協力しながら取組を進めていきたいという意味で記載している。

(委員)

企業が取り組むべきものとして、従業員等のメンタルケアやハラスメントの防止活動などが挙げられるが、ある一定の規模のある企業では、法律に基づいて研修の実施や職場環境を向上させる担当職員を置いているため、企業等の事情に精通している方に、コンサルティング等の支援のコーディネートを担ってもらうべきである。県、県警及びセンターにおいても、被害者の支援を担う立場であり、企業等の事情を理解し、対応すべく、専門家等との連携が必要であると考えている。

(委員)

職場において、事業主の理解があり、雇用を続けようと考えていても、様々な情報が入ってきた時に、当事者は職場にいづらくなるのが少なくない。

就業規則等の中で、ハラスメントに関する窓口を設置しているケースも多々あるが、窓口といえど、上司の場合、話せない、話したくないこともあるかと思われるので、事業主が当事者等の対応について相談できる機関が必要であると感じる。

また、こういった問題は、速やかに解決することが重要なため、事業主の相談窓口等が設置されればと良いと考える。

(委員)

労働局には、総合労働相談コーナーを設置しており、あらゆる相談をワンストップで受け付けている。窓口は、雇用環境・均等室にあることに加え、各労働基準監督署にそれぞれ相談コーナーを設置しており、ご相談いただける。

また、企業等で社会保険労務士の方を顧問としている場合、そちらの方に相談していただくことがよろしいかと思う。

(会長)

時間になったので、これ以降の意見は書面とさせていただく。本日の会議の中で発言できなかった意見等があれば、事務局まで提出をお願いする。

(事務局)

9月18日までに事務局まで提出をお願いしたい。

(司会)

以上をもって、第2回犯罪被害者等支援推進会議を閉会。